

工場又は事業場に係る事前協議書

年 月 日

市 川 市 長

住 所（所在地） （郵便番号 ー ）

氏 名（名称、代表者の氏名及び電話番号）

印

TEL

工場・事業場の担当者（所属、氏名及び電話番号）

TEL

工場又は事業場の設置・変更にあたって市川市環境保全条例第16条の規定により、施設の種類の種類、施設の配置、環境への負荷の低減の方法について、次のとおり協議します。

工場・事業場の名称			
工場・事業場の所在地			
業種及び主な生産品目			
事業内容 (変更がある場合については、その内容)			
施設の種類の種類等	別紙1～8のとおり		
資本金若しくは出資金 又は資産の総額	万円	通常の始業及び 終業の時刻	時 分から 時 分まで
常時勤務する 従業員の数	人	敷地面積 (変更後)	m ² (m ²)
所在地の用途地域		建築面積 (変更後)	m ² (m ²)
工事着手年月日	年 月 日	緑化面積 (変更後)	m ² % (m ² %)
施設設置年月日	年 月 日	生産(使用)開始年月日	年 月 日
添付書類	1 工場・事業場の敷地の周囲100メートルの見取図 2 施設等、処理施設等及び建築物の配置図 3 用水及び排水の系統図 4 施設等及び処理施設等の構造の概要図 5 緑地求積図及び緑地の配置図		
※整理番号	※備考		

※印の欄には、記入しないこと

(1) 大気関係施設一覧表

①ばい煙又は指定物質*発生施設

番号	施設名	規模	数	使用時間	原料・燃料			排ガス量** (Nm ³ /h)	硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	ばいじん (g/Nm ³)	窒素酸化物 (ppm)	有害物質 (mg/Nm ³)	環境への負荷の 低減の方法
					種類	硫黄分(%)	使用量(ℓ/h)						
1													
2													
3													
4													
5													

*指定物質・・・ベンゼン、トリクロエレン、テトラクロエレン、ダイキシン類 **排ガス量の欄には、湿り排ガス量（最大）を記入すること。

②粉じん発生施設

番号	施設名	規模	数	使用時間	堆積物、運搬物又は処理対象物		環境への負荷の低減の方法
					種類及び性状	量	
1							
2							

ばい煙、指定物質又は粉じんを発生する作業の内容	※規制基準の適用の有無	※備考

(注) ※の欄には、記入しないこと。

(2) 水質関係施設一覧表 (汚水又は廃液を発生する施設)

番号	施設名	数	使用原材料 kg/日	排水量 (m ³ /日)	排水の汚染状態(mg/l)*				環境への負荷の低減の方法					
					pH	BOD COD	n-ヘキサン	その他	排水処理施設	使用薬品	処理能力	処理水量 (m ³ /日)	処理水質 (mg/l)	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
										その他の方法				

* pHを除く。

汚水又は廃液を発生する作業の内容	排水口数	※規制基準の適用の有無	※備考
	放流先		

(注) ※の欄には、記入しないこと。

(3) 地質関係施設一覧表

①地盤沈下に係る事項（井戸）

番号	揚水機の吐出口の断面積 (cm ²)	井戸使用の用途	環境への負荷の低減の方法
1			
2			

②土壌の汚染に係る事項

番号	対象物質等*の種類	使用量(kg/年)	製造量(kg/年)	保管量(kg/年)	処理量(kg/年)	使用等の方法	環境への負荷の低減の方法
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

<p>*対象物質等・・・以下に掲げる物質とする。</p> <p>対象物質：カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機^{りん}リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、フッ素及びその化合物</p> <p>その他の物質：クロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェントチオン、イプロチジン、オキシ銅、クロタニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノカルブ、イプロベンボス、クロロプロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン</p>	※規制基準の適用の有無	※備考

(注) ※の欄には、記入しないこと。

(4) 騒音・振動関係施設一覧表

番号	施設名	規模	騒音値(dB)	振動値(dB)	数	使用時間	環境への負荷の低減の方法	敷地境界における騒音・振動(計算値)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

騒音又は振動を発生する作業の内容	※規制基準の適用の有無			※備考
	騒音レベル(dB)			
	昼間	朝・夕	夜間	
	振動レベル(dB)			
	昼間	夜間		

(注) ※の欄には、記入しないこと。

(5) 悪臭関係施設一覧表

番号	施設名	規模	数	使用原材料	使用時間	発生の子測される悪臭原因物*	環境への負荷の低減の方法
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

*悪臭原因物・・・アンモニア、メチルルブタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、スレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルペンチルアルデヒド、イソペンチルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン等を含む気体又は水

悪臭を発生する作業の内容	※規制基準の適用の有無	※備考

(注) ※の欄には、記入しないこと。

(6) 化学物質に関する事項

①化学物質*の使用、製造、保管又は処理（以下「使用等」という。）の有無について

有 ・ 無 （いずれか一方を○で囲むこと。）

②使用等する化学物質*について（使用等の量が1年あたり100kgを超えるものに限る。）

番号	種類	量	使用等の用途	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

*化学物質・・・農薬、塗料、溶剤等を含む

(7) 事故発生時の措置

①組 織	
②関係機関への連絡体制	
③対応の方法	

(8) 自動車交通公害の防止に関する事項

	ディーゼル車		ガソリン車		合 計
	トラック・バス	乗用車	トラック・バス	乗用車	
自動車の保有台数 (台)					
事業所に入出入りする 延べ自動車台数(台/日)					
アイドリング・ストップ*の推進方法について					
*アイドリング・ストップ・・・自動車を停車し、又は駐車したときに、自動車の原動機の 不必要な稼動をしないこと。 **低公害車等・・・電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動 車及び七都県市指定低公害車等					

(9) 廃棄物の処理の方法

廃棄物の種類*	量 (kg/日)	処 分 の 方 法		
		委 託 処 理**	自 社 処 理***	再 資 源 化

* 廃棄物の種類 (例)

- ・ 廃液
- ・ 脱水ケーキ及びフィルター材
- ・ 蒸留の分画成分
- ・ 公害防止施設から発生する廃棄物 (集じん粒子、使用済活性炭、水処理汚泥等)
- ・ 使用済みの触媒
- ・ 容器やタンクの残留物
- ・ 廃油等
- ・ 紙などの一般廃棄物
- ・ 焼却灰

** 委託処理 (例)

- ・ 安定型処分場への埋立
- ・ 管理型処分場への埋立
- ・ 焼却処理

*** 自社処理 (例)

- ・ 焼却処理
- ・ 脱水処理